

令和 8 年度第 5 回高田区地域協議会 次 第

日時：令和 8 年 8 月 17 日（月）午後 6 時 30 分～

会場：高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室

1 開会

2 報告事項

（１）上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

（２）市民の消火栓使用について

（３）地域協議会会長会議（8 月 17 日開催）報告

3 自主的な審議

（１）地域自治の推進に向けた今後の方策案について

4 事務連絡

5 閉会

【次回協議会 9 月 14 日（月）午後 6 時 30 分～：高田城址公園オーレンプラザ】

【次々回協議会 10 月 26 日（月）午後 6 時 30 分～：高田城址公園オーレンプラザ】

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12 月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

I 公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- ・ 開館時間は、屋内施設は 9 時～21 時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- ・ 休館日は、最低でも週 1 日を基本
- ・ 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- ・ 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2 見直しの内容

区分	全体施設数	高田区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	15
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	21
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	7
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	7
上記のいずれかの取組を実施	220/223	24/25

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9 時～21 時 月 1 日及び年末年始休館	10 時～22 時（猛暑対策） 17 時～22 時予約制 週 1 日及び年末年始休館
公民館	8 時 30 分～22 時 年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土 日祝日鍵管理	9 時～21 時 週 1 日又は月 2 日、年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土 日祝日鍵管理 13 区：16 時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設）※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～22 時	9 時～21 時
休館日	第 1・3 月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8 時 30 分～22 時	9 時～21 時
休館日	第 3 木曜日、年末年始	水曜日、第 3 木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～17 時	10 時～16 時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12 月～2 月は週 2 日）、 年末年始

Ⅱ 公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- ・ 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- ・ 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

2 見直しの内容

改定内容と主な施設		全体 施設数	高田区
A	基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	48	10
	市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等		
B	政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍）	4	1
	正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館		
C	理論値＜現行使用料であるが改定 （100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	43	3
	ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等		
D	政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍	5	2
	上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ		
E	同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）	53	4
	リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円		
F	理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ	2	1
	日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館		
G	見直しなし（施設の状況考慮等による）	7	3
	シェアハウス大町、各有料駐車場		
合計		162	24
H	100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のものが 90 区分）		

3 改定幅が大きい施設等の改定例

「B 政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 (1.61 倍)
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 (1.51 倍)

正善寺工房	1 室（1 時間）	1, 200 円	1, 800 円	+600 円 (1. 5 倍)
-------	-----------	----------	----------	--------------------

「E 同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ 上越	市民プール個人 (小・中学生)	180 円	300 円	+120 円 (1. 67 倍)
教育プラザ(体育 館)	大体育館 (1 時間)	720 円	1, 200 円 (+照明 400 円)	+480 円 (1. 67 倍)
	小体育館 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
上越勤労身体障害 者体育館	体育館占用利用 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
	体育館共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)
板倉北部スポーツ センター	アリーナ (1 時間)	480 円	900 円 (+照明 300 円)	+420 円 (1. 88 倍)
吉川体育館	アリーナ占用利用 (1 時間)	620 円	900 円 (+照明 300 円)	+280 円 (1. 45 倍)
	アリーナ共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)

4 その他

- ・附属設備・備品の使用料の見直し：208 区分中 88 区分を改定
(備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き)
- ・市外在住者利用による使用料：2 倍設定は 143 施設
- ・営利営業利用による使用料：3 倍設定は 147 施設 (2 倍施設はなし)
- ・30 分単位の利用による使用料設定導入施設：48 施設 (4 つの施設カテゴリーで導入
(地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館))

Ⅲ 今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8. 7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8. 9～10	地域協議会で後期計画 案を説明	地域協議会で諮問・答 申	必要に応じて地域協議 会で報告
R8. 12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9. 2	市議会で後期計画を説 明		
R9. 4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 **【高田区】**

施設 No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	上越市雁木通りプラザ	○	○	市民課
3	福祉交流プラザ		○	福祉課 福祉交流プラザ
4	南三世代交流プラザ		○	こども家庭センター
5	上越人材ハイスクール	○	○	産業政策課
6	旧今井染物屋	○		文化振興課
7	町家交流館高田小町	○	○	文化振興課
8	ミュゼ雪小町	○	○	文化振興課
9	高田まちかど交流館(旧第四銀行高田支店)	○	○	文化振興課
10	小川未明文学館	○	○	文化振興課
11	旧師団長官舎	○		文化振興課
12	高田図書館	○	○	社会教育課 高田図書館
13	高田城址公園オーレンプラザ		○	社会教育課 オーレンプラザ
14	白山会館	○	○	社会教育課
15	高田城三重櫓	○	○	文化行政課 歴史博物館
16	小林古径記念美術館	○	○	文化行政課 小林古径記念美術館
17	歴史博物館	○	○	文化行政課 歴史博物館
18	高田スポーツセンター	○	○	スポーツ推進課
19	高田城址公園(野球場)	○	○	スポーツ推進課
20	高田城址公園(庭球場)	○	○	スポーツ推進課
21	高田城址公園(陸上競技場)	○	○	スポーツ推進課
22	高田城址公園(弓道場)	○	○	スポーツ推進課
23	やぶの川辺公園		○	都市整備課

「学校開放体育施設」使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の1.1～1.2倍とした金額に四捨五入して100円単位とした金額を改定後の使用料とします。

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1 時間	<u>600 円</u>	510 円
プール (浦川原小学校、 大島小学校)	一般	1 施設	<u>200 円</u>	160 円
	中学生以下	1 施設	<u>100 円</u>	110 円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1 時間	<u>2,700 円</u>	2,450 円
	直江津東中学校屋外運動場	1 時間	<u>2,700 円</u>	2,450 円
	春日中学校屋外運動場	1 時間	<u>2,700 円</u>	2,450 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

「雁木通りプラザ」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

近年の利用状況を踏まえて、開館時間及び休館日を見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を原則として 100 円単位（ただし、1 平方メートル当たりの使用料の場合は、10 円単位）とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	<貸館> 午前9時から午後9時まで	<貸館> 午前8時30分から午後10時まで
	<駐車場> 午前零時から午後12時まで （午後9時から翌日午前8時まで は入退場不可）	<駐車場> 午前零時から午後12時まで （午後10時から翌日午前8時まで は入退場不可）
	<公園> 日の出から午後9時まで	<公園> 日の出から午後10時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	日曜日（駐車場及び公園を除く）、年末年始（駐車場及び公園を含む）	第4水曜日（休日の場合は翌日）、年末年始（いずれも駐車場及び公園を除く）

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区 分	単位	使用料	
		改定後	現行
多目的ホール	1 時間につき	<u>1,000 円</u>	840 円
和室（48 畳）		<u>500 円</u>	410 円
和室（6 畳）		<u>150 円</u>	120 円
市民サロン		<u>800 円</u>	630 円
屋上庭園	1 日 1 平方メートルにつき	<u>70 円</u>	60 円
公園		<u>70 円</u>	60 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「福祉交流プラザ」使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料を、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位にするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

ただし、放送設備については、物価高騰の影響が小さいことから、現行どおりとします。

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
貸館	第 1 会議室	1 時間につき	<u>600 円</u>	520 円
	第 2 会議室	1 時間につき	<u>300 円</u>	250 円
	第 3 会議室	1 時間につき	<u>300 円</u>	250 円
	第 4 会議室	1 時間につき	<u>300 円</u>	250 円
	第 5 会議室	1 時間につき	<u>300 円</u>	250 円
	第 6 会議室	1 時間につき	<u>600 円</u>	520 円
	第 7 会議室	1 時間につき	<u>500 円</u>	380 円
	調理実習室	1 時間につき	<u>600 円</u>	520 円
	体育館	1 時間につき	<u>900 円</u>	770 円
附属設備	照明設備	1 時間につき	<u>150 円</u>	110 円
	放送設備	1 時間につき	110 円	110 円
	シャワー	1 人 1 回につき	<u>150 円</u>	110 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「南三世代交流プラザ」使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
ふれあい広場	1 区画 1 時間につき	<u>200 円</u>	170 円
自由広場	1 時間につき	<u>600 円</u>	480 円
研修室	1 時間につき	<u>300 円</u>	210 円
調理室	1 時間につき	<u>150 円</u>	110 円

「上越人材ハイスクール」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間を、夜間の利用が少ない実態を踏まえて予約制を導入します。

休館日は、お盆期間を休館としている実態を踏まえて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1～1.2 倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで (午後 5 時から午後 9 時 30 分は 予約があるときのみ)	【条例】 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	土・日・祝日、年末年始、 お盆期間（概ね 8/13～8/15）	【条例】 土・日・祝日、年末年始 【実際の設定】 土・日・祝日、年末年始、 お盆期間

(3) 施設の利用料金の上限額を次のように改定します。

区分	単位	上限額	
		改定後	現行
第 1 教室	1 時間につき	900 円	720 円
第 2 教室		1,000 円	800 円
第 3 教室		700 円	560 円
第 4 教室		800 円	640 円
実習室		1,300 円	1,200 円
視聴覚室		2,300 円	2,050 円
控室		200 円	170 円
冷暖房設備		700 円	570 円

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「旧今井染物屋」休館日の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、休館日の見直しを図るものです。

2 見直し内容

休館日を、「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

(1) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	月曜日 <u>及び火曜日</u> （休日の場合は翌日）、休日の翌日、年末年始	月曜日（休日の場合は翌日）、休日の翌日、年末年始

「町家交流館高田小町」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで (貸館利用がない場合は午後 5 時に閉館)	【条例】 午前 9 時から午後 10 時まで 【実際の設定】 午前 9 時から午後 10 時 (貸館利用がない場合、4 月から 11 月は午後 7 時に、12 月から 3 月は午後 6 時に閉館)

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	月曜日（休日の場合は翌日）、 年末年始	第 4 月曜日（休日の場合は翌日）、 年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
ギャラリー 1（ギャラリー ミセ）	1 室 1 時間 につき	300 円	290 円
ギャラリー 2（ギャラリー 蔵）		200 円	180 円
和室 1（茶室）		200 円	150 円
和室 2（表二階）		200 円	180 円
多目的ホール（集会場）		600 円	520 円
交流サロン（休処）		200 円	180 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「ミュゼ雪小町」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 <u>9 時まで</u> (ギャラリー A・B・C の利用時間は、午前 9 時から午後 6 時まで。希望があれば午後 9 時まで利用可)	午前 9 時から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	<u>月曜日</u> （休日の場合はその翌日）、年末年始	第 3 月曜日（休日の場合はその翌日）、年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
ギャラリー A	1 時間につき	<u>700 円</u>	580 円
ギャラリー B		<u>600 円</u>	540 円
ギャラリー C		<u>600 円</u>	510 円
多目的室 1		<u>600 円</u>	530 円
多目的室 2		<u>600 円</u>	460 円
屋内共用スペース		<u>400 円</u>	350 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「高田まちかど交流館（旧第四銀行高田支店）」 開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を施設の利用実態を踏まえて見直します。
使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 <u>5</u> 時まで （ホールを占有利用する場合は、午後 <u>9</u> 時まで利用可）	午前 9 時から午後 6 時まで （ホールを占有利用する場合は、午後 10 時まで利用可）

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	<u>水曜日</u> （休日の場合は翌日）、 年末年始	第 2 水曜日（休日の場合は翌日）、 年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
1 階ホール	1 時間につき	<u>500 円</u>	390 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「小川未明文学館」開館時間・使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間を施設の利用実態を踏まえて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.5 倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 10 時から午後 5 時まで (市民ギャラリーの利用時間は、希望がある場合は、火曜日から金曜日までは午後 7 時まで利用可。日曜日、土曜日及び休日は午後 5 時 30 分まで利用可)	【条例】 火曜日から金曜日まで（休日を除く）は、午前 10 時から午後 7 時まで（6 月 1 日から 9 月 30 日までの間にあっては午後 8 時まで） 日曜日、土曜日及び休日は、午前 10 時から午後 6 時まで 【実際の設定】 午前 10 時から午後 6 時まで (市民ギャラリーの利用時間は、希望がある場合は、火曜日から金曜日までは午後 7 時まで利用可。日曜日、土曜日及び休日は午後 6 時まで利用可)

(2) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
市民ギャラリー	1 時間につき	1,400 円	930 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「旧師団長官舎」開館時間・休館日の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を施設の運用実態を踏まえて見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	<u>3月から12月は午前10時から午後5時まで</u> <u>1月から2月は午前10時から午後4時まで</u>	【条例】 午前10時から午後5時まで 【実際の設定】 3月から12月は午前10時から午後5時まで 1月から2月は午前10時から午後4時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	月曜日（休日の場合はその翌日）、休日の翌日、年末年始、 <u>冬期休館（1月から2月の火曜日から木曜日）</u>	【条例】 月曜日（休日の場合はその翌日）、休日の翌日、年末年始 【実際の設定】 月曜日（休日の場合はその翌日）、休日の翌日、年末年始、 冬期休館（1月から2月の火曜日から木曜日）

「高田図書館」開館時間・休館日・使用料（案）の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間について、土日、休日及び年間の利用実態を踏まえ見直します。
 使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 10 時から午後 7 時まで (土日、休日は午前 10 時から午後 5 時 30 分まで)	午前 10 時から午後 7 時まで (土日、休日は午前 10 時から午後 6 時、6 月から 9 月の平日は午前 10 時から午後 8 時まで)

(2) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
第 1 会議室	1 室 1 時間につき	400 円	300 円
第 2 会議室		200 円	200 円

使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

(例 1) 使用時間実績*が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

(例 2) 使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

(例 3) 使用時間実績*が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「高田城址公園オーレンプラザ」使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日は、稼働率が高いことや早朝・夜間も幅広い層の方から利用されていることを考慮し、現行どおりとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍（現行使用料が 1,000 円以下は 1.2 倍）を目安に見直します。

施設の使用料を次のように改定します。

区 分		単 位	使用料	
			改定後	現 行
ホール	平日	9:00-12:00	<u>21,900 円</u>	19,800 円
		13:00-17:00	<u>29,200 円</u>	26,400 円
		18:00-22:00	<u>29,200 円</u>	26,400 円
		9:00-17:00	<u>58,400 円</u>	52,800 円
		13:00-22:00	<u>65,700 円</u>	59,400 円
		9:00-22:00	<u>94,900 円</u>	85,800 円
		延長 1 時間につき	<u>7,300 円</u>	6,600 円
ホール	土日祝日	9:00-12:00	<u>27,300 円</u>	24,750 円
		13:00-17:00	<u>36,400 円</u>	33,000 円
		18:00-22:00	<u>36,400 円</u>	33,000 円
		9:00-17:00	<u>72,800 円</u>	66,000 円
		13:00-22:00	<u>81,900 円</u>	74,250 円
		9:00-22:00	<u>118,300 円</u>	107,250 円
		延長 1 時間につき	<u>9,100 円</u>	8,250 円
ホール	舞台のみ	1 室 1 時間 につき	<u>2,700 円</u>	2,470 円
スタジオ			<u>1,400 円</u>	1,300 円
練習室 1			<u>200 円</u>	150 円
練習室 2			<u>200 円</u>	140 円
練習室 3			<u>400 円</u>	320 円
楽屋 1			<u>200 円</u>	180 円
楽屋 2			<u>300 円</u>	240 円
楽屋 3			<u>300 円</u>	240 円

区 分		単 位	使用料	
			改定後	現 行
研修室		1 室 1 時間 につき	<u>600 円</u>	530 円
会議室			<u>500 円</u>	410 円
多目的室			<u>600 円</u>	530 円
陶芸室			200 円	200 円
創作室			<u>500 円</u>	410 円
調理実習室			<u>700 円</u>	560 円
和室 1			<u>200 円</u>	180 円
和室 2			<u>200 円</u>	150 円
ホール	フルコンサートピアノ	1 台/枠	<u>4,500 円</u>	4,080 円
	平台	1 枚/枠	<u>200 円</u>	110 円
	緋毛せん	1 枚/枠	<u>400 円</u>	310 円
	高座用座布団	1 枚/枠	<u>200 円</u>	110 円
	上敷き	1 枚/枠	<u>200 円</u>	110 円
	音響反射板	1 式/枠	<u>2,200 円</u>	2,040 円
	映写スクリーン	1 式/枠	<u>1,100 円</u>	1,020 円
	プロジェクター	1 台/枠	<u>1,100 円</u>	1,020 円
	照明設備	1 式/枠	<u>4,500 円</u>	4,080 円
	サスペンションライト	1 列/枠	<u>1,100 円</u>	1,020 円
	スポットライト 500W	1 台/枠	<u>200 円</u>	110 円
	スポットライト 1kW	1 台/枠	<u>300 円</u>	210 円
	アッパーホリゾントライト	1 列/枠	<u>1,100 円</u>	1,020 円
	ロアーホリゾントライト	1 列/枠	<u>1,100 円</u>	1,020 円
	クセノンピンスポットライト	1 台/枠	<u>300 円</u>	210 円
	音響設備	1 式/枠	<u>3,400 円</u>	3,060 円
	ステージスピーカー	1 台/枠	<u>3,400 円</u>	3,060 円
	はね返しスピーカー	1 台/枠	<u>600 円</u>	510 円
	マイクロホン	1 本/枠	<u>600 円</u>	510 円
	三点つりマイク装置	1 式/枠	<u>600 円</u>	510 円
	ワイヤレスマイク装置	1 式/枠	<u>600 円</u>	510 円
	マイクロホンスタンド	1 本/枠	<u>300 円</u>	210 円
	持込電気機器	1kW/枠	<u>300 円</u>	260 円
スタジオ	グランドピアノ	1 台	<u>600 円</u>	510 円
練習室 1・2	楽器セット	1 式	<u>600 円</u>	510 円
陶芸室	電気窯	1 台/日	<u>400 円</u>	310 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え 1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例１）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例２）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例３）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

営利又は営業上の目的で利用する場合の使用料を、定額使用料の 200 パーセントの額から 300 パーセントの額に改める。

「白山会館」開館時間・使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

近年の施設の利用状況を踏まえ、開館時間を見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
多目的集会室	1 室 1 時間 につき	300 円	280 円
調理実習室		150 円	120 円
第 1 研修室		150 円	120 円
第 2 研修室		150 円	120 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「高田城三重櫓」開館時間・休館日・入館料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日をこれまで条例ただし書きにより試行的に運用してきた冬期間の運用実態を踏まえて見直します。

入館料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、入館料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します（高田城址公園のシンボル施設としてインバウンドのほか市外から訪れる観光客の利用が増加傾向にあることを踏まえ、現行入館料を見直します）。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 5 時まで 12 月から 3 月は午前 10 時から午後 4 時まで	【条例】 午前 9 時から午後 5 時まで 【実際の設定】 午前 9 時から午後 5 時まで 12 月から 3 月は午前 10 時から午後 4 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	月曜日、休日の翌日、年末年始、 <u>1 月から 2 月の火曜日から木曜日</u>	【条例】 月曜日、休日の翌日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日 【実際の設定】 月曜日、休日の翌日、年末年始、1 月から 2 月の火曜日から木曜日

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分			単位	使用料	
				改定後	現行
入館料	個人	一般	1人につき	<u>400 円</u>	310 円
		小・中学生、高校生		<u>200 円</u>	160 円
	団体（20人以上）	一般		<u>350 円</u>	160 円
		小・中学生、高校生		<u>150 円</u>	80 円

※現行どおり市内の小・中学生は無料とする。

「小林古徑記念美術館」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

令和2年の開館以来、冬期間の開館時間を歴史博物館の試行に合わせて午前10時から午後4時としてきたほか、展示替期間を休館としてきたことから、その運用実態を踏まえて見直します。

一般個人入館料は、単位を100円単位として見直すほか、小学生・中学生・高校生はその半額とし、団体についてはそれぞれの入館料から50円引きとして見直します。

画室の使用料については、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を100円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の1.5倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します

区分	改定後	現行
開館時間	午前9時から午後5時まで <u>12月から3月は午前10時から午後4時まで</u>	【条例】 午前9時から午後5時まで 【実際の設定】 午前9時から午後5時まで 12月から3月は午前10時から午後4時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	月曜日、休日の翌日、年末年始、 <u>展示替期間</u>	【条例】 月曜日、休日の翌日、年末年始 【実際の設定】 月曜日、休日の翌日、年末年始、 展示替期間

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分			単位	使用料	
				改定後	現行
入館料	個人	一般	1人につき	<u>500 円</u>	510 円
		小・中学生、高校生		<u>250 円</u>	260 円
	団体（20人以上）	一般		<u>450 円</u>	410 円
		小・中学生、高校生		<u>200 円</u>	210 円
画室使用料			1時間につき	<u>1,500 円</u>	1,020 円

※入館料については、現行どおり市内の小中学生は無料とする。

営利又は営業上の目的で利用する場合の使用料を、定額使用料の 200 パーセントの額から 300 パーセントの額に改める。

使用料に市外利用料金（定額の 200 パーセント）を設定する。

「歴史博物館」開館時間・観覧料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間をこれまで条例ただし書きにより試行的に運用してきた冬期間の運用実態を踏まえて見直します。

観覧料は、一般個人観覧料の単位を 100 円単位として見直すほか、小学生・中学生・高校生観覧料は一般観覧料の半額とし、団体観覧料はそれぞれの観覧料から 50 円引きとして見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 5 時まで 12 月から 3 月は午前 10 時から午後 4 時まで	【条例】 午前 9 時から午後 5 時まで 【実際の設定】 午前 9 時から午後 5 時まで 12 月から 3 月は午前 10 時から午後 4 時まで

(2) 施設の使用料を次のように改定します。

区分			単位	使用料	
				改定後	現行
観覧料	個人	一般	1 人につき	500 円	510 円
		小・中学生、高校生		250 円	260 円
	団体（20 人以上）	一般		450 円	410 円
		小・中学生、高校生		200 円	210 円

※現行どおり市内の小・中学生は無料とする。

「高田スポーツセンター」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>10</u> 時から午後 <u>10</u> 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、週休 1 日の休館日を設定

区分	改定後	現行
休館日	<u>水曜日</u> （休日の場合は、 <u>その翌日</u> ）、年末年始	第 4 金曜日（休日の場合は、第 3 金曜日）、年末年始

(3) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

→ 競技場の占有利用は、照明料金を含めた額とします。市内の体育館同規模

（バスケットボールコート 1 面程度）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→ 競技場の共用利用、温水シャワー、柔道場は、同種の機能を有する施設で平準化した使用料に改定

→ 相撲場の占有利用及び共用利用は、現行使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位

を四捨五入) に改定

→ ミーティングルームの占用利用は、同種の機能を有する施設で平準化した使用料を設定

区分			単位	上限額	
				改定後	現行
競技場	占用利用		1 時間につき	<u>1,200 円</u>	900 円
	照明設備			<u>(廃止)</u>	210 円
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>400 円</u>	360 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	1,440 円
			回数券 (11 回分)	<u>4,000 円</u>	なし
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	180 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	720 円
			回数券 (11 回分)	<u>2,000 円</u>	なし
	温水シャワー		1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	110 円
柔道場	占用利用		1 時間につき	<u>700 円</u>	600 円
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>300 円</u>	240 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	960 円
			回数券 (11 回分)	<u>3,000 円</u>	なし
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	120 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	480 円
			回数券 (11 回分)	<u>2,000 円</u>	なし
			相撲場	占用利用	
共用利用	一般	1 人 1 回につき		<u>300 円</u>	240 円
		1 人 1 月につき		<u>(廃止)</u>	960 円
		回数券 (11 回分)		<u>3,000 円</u>	なし
	中学生以下	1 人 1 回につき		<u>200 円</u>	120 円
		1 人 1 月につき		<u>(廃止)</u>	480 円
		回数券 (11 回分)		<u>2,000 円</u>	なし
ミーティング グループ	占用利用		1 時間につき	<u>400 円</u>	なし

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「高田城址公園（野球場）」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 現状の運用時間に合わせて、明確な利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 6 時から午後 10 時まで	【条例】 日の出から午後 10 時まで 【実際の設定】 午前 6 時から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、週休 1 日の休館日（受付窓口である高田スポーツセンターと同様）を設けるとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	水曜日（休日の場合は、その翌日）、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	【条例】 市長が定める日 【実際の設定】 11 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

- (3) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。
- 野球場の占用利用は、市内の野球場同規模（面積が 10,000 m²以上の拠点施設）の平均使用料を 1.1 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定
 - 野球場の照明設備は、市内の野球場照明設備の平均使用料を 1.1 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定
 - 会議室、本部室、審判室及び審判更衣室、放送設備は、同種の機能を有する施設で平準化した使用料に改定
 - スコアボードは、現行使用料の 10 円単位を切上した額に改定
 - 冷暖房設備は、使用料として 1 時間あたりの運用コストを市と折半した額を設定

区分	単位	上限額	
		改定後	現行
占用利用	1 時間につき	<u>1,500 円</u>	1,320 円
照明設備		<u>3,400 円</u>	3,260 円
会議室		<u>400 円</u>	310 円
本部室		<u>300 円</u>	210 円
審判室及び審判更衣室		<u>300 円</u>	110 円
冷暖房設備	1 式 1 時間につき	<u>200 円</u>	なし
放送設備	1 時間につき	<u>200 円</u>	210 円
スコアボード		<u>400 円</u>	370 円

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「高田城址公園（庭球場）」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 現状の運用時間に合わせて、明確な利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 6 時から午後 10 時まで	【条例】 日の出から午後 10 時まで 【実際の設定】 午前 6 時から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、新たに週休 1 日の休館日（受付窓口である高田スポーツセンターと同様）を設けるとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	水曜日（休日の場合は、その翌日）、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	【条例】 市長が定める日 【実際の設定】 11 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

(3) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

→ 占用利用は、市内の庭球場同種類（グリーンサンド）の平均使用料（10 円単位を四捨五入）に改定

→ 照明設備は、市内の庭球場照明設備の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

区分	単位	上限額	
		改定後	現行
占用利用	1 面 1 時間につき	<u>300 円</u>	260 円
照明設備		<u>600 円</u>	510 円

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「高田城址公園（陸上競技場）」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 現状の運用時間に合わせて、明確な利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 6 時から午後 6 時まで	日の出から日没まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、週休 1 日の休館日（受付窓口である高田スポーツセンターと同様）を設けるとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	水曜日（休日の場合は、その翌日）、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	【条例】 市長が定める日 【実際の設定】 11 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

(3) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

→ 占用利用は、県内自治体の同規模施設（第 2 種競技場）に比べて使用料が低廉のため、県内平均額（10 円単位四捨五入）に改定

→ 共用利用は、現行使用料を 1.2 倍した額（10 円単位四捨五入）に改定

また、他の施設に合わせて、新たに団体共用利用料金を設定

区分			単位	上限額	
				改定後	現行
占有利用			1 時間につき	<u>2,600 円</u>	900 円
共用 利用	団体		1 時間につき	<u>1,500 円</u>	—
	個人	一般	1 人 2 時間につき	<u>(廃止)</u>	360 円
			1 人 1 時間につき	<u>200 円</u>	—
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	1,440 円
			回数券 (11 回分)	<u>4,000 円</u>	—
		中学生 以下	1 人 2 時間につき	<u>(廃止)</u>	180 円
			1 人 1 時間につき	<u>100 円</u>	—
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	720 円
			回数券 (11 回分)	<u>2,000 円</u>	—

使用料（利用料金の上限度）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「高田城址公園（弓道場）」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないよう平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 10 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、週休 1 日の休館日（受付窓口である高田スポーツセンターと同様）を設定

区分	改定後	現行
休館日	水曜日（休日の場合は、 <u>その翌日</u> ）、年末年始	第 4 金曜日（休日の場合は、第 3 金曜日）、年末年始

(3) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

→ 占用利用は、県内自治体の同規模施設（近的 10 人立ち）に比べて使用料が低廉のため、県内平均額（10 円単位四捨五入）に改定

共用利用は、現行使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を切り上げ）に改定

また、他の施設に合わせて、新たに団体共用利用料金を設定

区分			単位	上限額	
				改定後	現行
占有利用			1 時間につき	<u>1,100 円</u>	600 円
共用 利用	団体		1 時間につき	<u>500 円</u>	—
	個人	一般	1 人 2 時間につき	<u>(廃止)</u>	240 円
			1 人 1 時間につき	<u>200 円</u>	—
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	960 円
			回数券 (11 回分)	<u>4,000 円</u>	—
		中学生以下	1 人 2 時間につき	<u>(廃止)</u>	120 円
			1 人 1 時間につき	<u>100 円</u>	—
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	480 円
			回数券 (11 回分)	<u>2,000 円</u>	—

使用料（利用料金の上限度）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「やぶの川辺公園（多目的広場）」使用料の見直し（案）について

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
やぶの川辺公園	多目的広場	1 時間につき	300 円	240 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

公の施設白書

(令和6年度実績・高田区抜粋版※)

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市
(財務部資産活用課)

当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要なとする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

【公共施設等を取り巻く現状と課題 … 利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。
【参考①】 R6年度の使用料＋利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））
【参考②】 R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）
- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

	H26年度	R6年度	増減
①利用者数（人）	6,238,217	4,445,144	▲1,793,073 （▲28.7%）
②収入（千円）	4,935,791	6,350,865	1,415,074
③②のうち使用料（千円）	3,775,084	3,271,368	▲503,716 （▲13.3%）
④支出（千円）	13,913,383	14,861,395	948,012
⑤④のうち修繕料・工事請負費 を除く維持管理経費	10,650,474	12,565,569	1,915,095 （18.0%増）
⑥公費投入額（千円）【④－②】	8,977,592	8,510,530	▲469,769

※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

3 公の施設の現状

1 施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

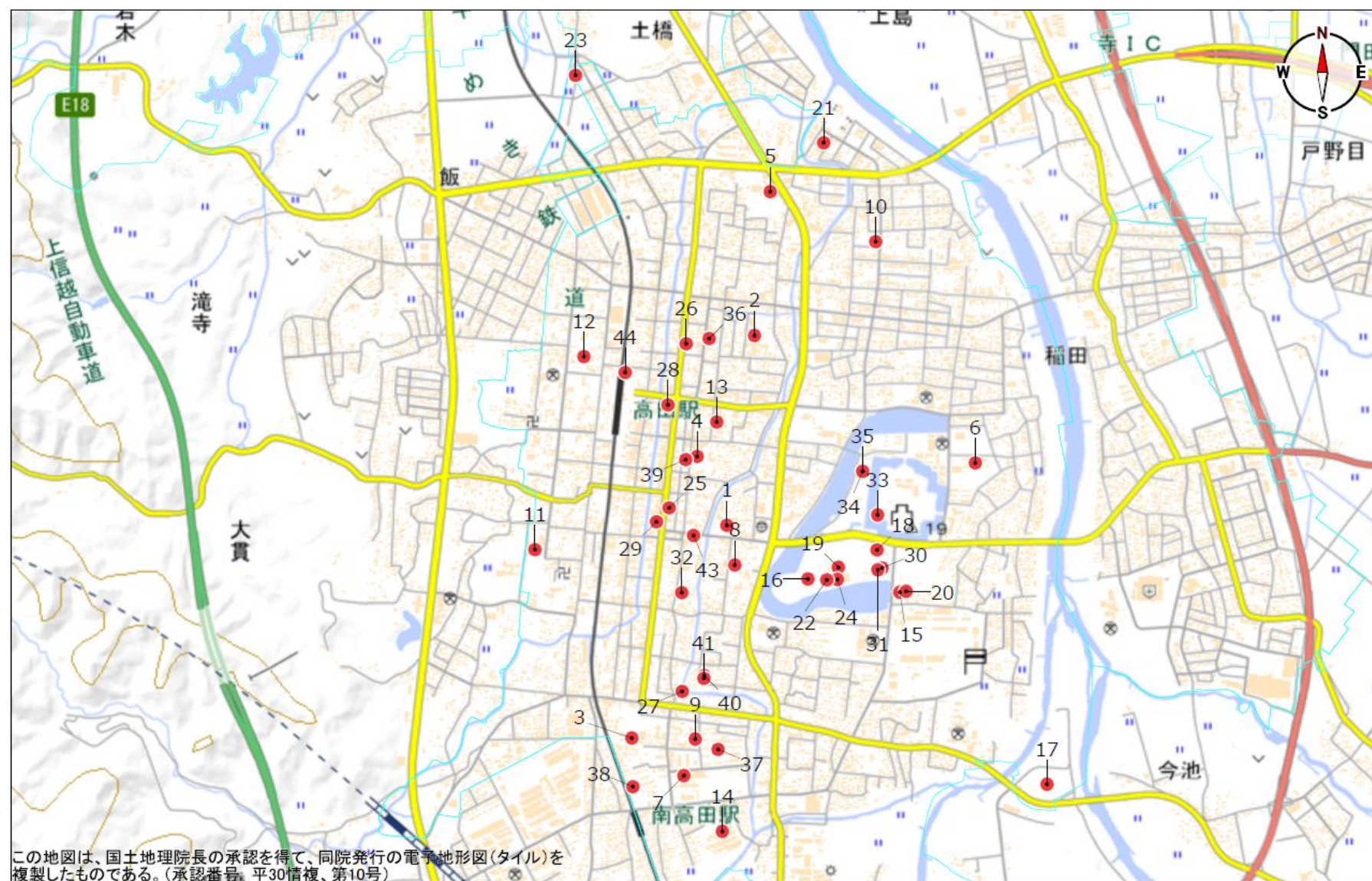
No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	上越市立大手町小学校	小学校	コンクリ	52/47	6,841.00	269	33,449	124,346	直営	別の計画等
2	上越市立東本町小学校	小学校	コンクリ	55/47	5,845.00	352	33,569	95,366	直営	別の計画等
3	上越市立南本町小学校	小学校	コンクリ	57/47	6,463.00	182	31,204	171,451	直営	別の計画等
4	上越市立大町小学校	小学校	コンクリ	20/47	6,577.00	179	36,320	202,905	直営	別の計画等
5	上越市立城北中学校	中学校	コンクリ	18/47	9,204.00	441	38,961	88,347	直営	別の計画等
6	上越市立城東中学校	中学校	コンクリ	45/47	9,114.00	474	33,097	69,825	直営	別の計画等
7	上越市立城西中学校	中学校	コンクリ	58/47	9,484.00	446	42,800	95,964	直営	別の計画等
8	上越市立高田幼稚園	幼稚園	コンクリ	43/47	897.00	17	21,662	1,274,235	直営	現状維持
9	南新町保育園	保育園	コンクリ	50/47	858.40	33	34,931	1,058,515	直営	別の計画等
10	東本町保育園	保育園	コンクリ	43/47	625.99	51	45,376	889,725	直営	別の計画等
11	福祉交流プラザ	地域福祉拠点施設	コンクリ	44/47	6,317.60	128,133	48,140	376	直営	現状維持
12	千寿園	養護老人ホーム・軽費老人ホーム等	コンクリ	45/50	1,656.25	50	64,473	1,289,460	指定管理	現状維持

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
13	磯野園	高齢者交流 施設	木造	85/22	253.97	1,190	341	287	直営	現状維持
14	上越地域医療センター病院	医療機関	コンクリ	45/39	13,974.08	104,869	-54,504	-520	指定管 理(その 他)	現状維持
15	高田スポーツセンター	体育館	コンクリ	35/47	1,527.44	28,554	8,649	303	指定管 理	現状維持
16	高田城址公園(野球場)	野球場	コンクリ	75/-	13,150.00	10,199	9,327	915	指定管 理	現状維持
17	やぶの川辺公園(多目的広場)	多目的広場・ グラウンド	-	15/-	0.00	2,600	3,196	1,229	直営	現状維持
18	高田城址公園(庭球場)	テニスコート	木造	74/-	165.60	19,436	1,548	80	指定管 理	現状維持
19	高田城址公園(陸上競技場)	スポーツ施設 (その他)	コンクリ	68/40	1,226.07	51,634	15,140	293	指定管 理	現状維持
20	高田城址公園(弓道場)	スポーツ施設 (その他)	鉄骨	34/40	443.84	9,294	781	84	指定管 理	現状維持
21	上越人材ハイスクール	産業関連施 設(その他)	鉄骨	47/40	3,072.12	38,940	31,462	808	指定管 理	現状維持
22	高田城址公園オーレンプラザ	基幹的総合 施設	コンクリ	7/47	5,004.49	181,449	29,456	162	直営	現状維持
23	白山会館	学習施設	木造	33/22	246.22	2,908	1,279	440	直営(業 務委託)	現状維持
24	中央公民館	公民館	コンクリ	7/50	5,004.49	0	0	-	直営	現状維持

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
25	上越市雁木通りプラザ	貸館・交流施設	コンクリ	26/50	3,167.27	33,811	28,149	833	直営	現状維持
26	町家交流館高田小町	貸館・交流施設	木造	-/22	508.33	25,850	9,710	376	直営(業務委託)	現状維持
27	南三世代交流プラザ	貸館・交流施設	鉄骨	23/34	670.55	19,459	9,001	463	直営(業務委託)	現状維持
28	ミュゼ雪小町	貸館・交流施設	コンクリ	12/47	983.20	45,637	15,471	339	直営(業務委託)	現状維持
29	高田まちかど交流館(旧第四銀行高田支店)	貸館・交流施設	コンクリ	93/50	1,834.35	26,978	3,344	124	直営(業務委託)	現状維持
30	高田図書館	図書館	コンクリ	31/50	3,790.37	175,031	99,645	569	直営	現状維持
31	小川未明文学館	博物館・文化歴史関係施設	コンクリ	31/50	516.27	34,320	5,308	155	直営	現状維持
32	旧師団長官舎	博物館・文化歴史関係施設	木造	-/24	433.64	8,221	5,758	700	直営(業務委託)	現状維持
33	高田城三重櫓	博物館・文化歴史関係施設	鉄骨	32/24	352.87	28,936	3,322	115	直営(業務委託)	現状維持
34	歴史博物館	博物館・文化歴史関係施設	コンクリ	53/50	2,570.53	79,553	32,714	411	直営	現状維持
35	小林古径記念美術館	博物館・文化歴史関係施設	コンクリ	5/40	1,228.71	21,355	30,310	1,419	直営	現状維持
36	旧今井染物屋	博物館・文化歴史関係施設	木造	-/20	458.67	9,053	7,465	825	直営	現状維持

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
37	市営住宅 南新町住宅	市営住宅	コンクリ	46-66/47	7,905.41	431	-12,804	-29,708	直営	別の計画等
38	市営住宅 南本町住宅	市営住宅	コンクリ	39-43/47	3,978.81	94	-7,306	-77,723	直営	別の計画等
39	シェアハウス大町	市営賃貸住宅	木造	7/22	221.00	3	263	87,667	直営	別の計画等
40	特定公共賃貸住宅 南城町特定 公共賃貸住宅	特定公共賃貸住宅	木造	26/22	446.23	14	-1,733	-123,786	直営	別の計画等
41	改良住宅 南新町改良住宅	改良住宅	コンクリ	54-57/47	13,665.75	265	-5,542	-20,913	直営	別の計画等
42	東城児童遊園	児童遊園	-	52/-	0.00	-	40	-	直営	別の計画等
43	上越市大手町駐車場	有料駐車場	-	26/-	0.00	27,617	935	34	指定管理	別の計画等
44	上越市高田駅前立体駐輪駐車場	有料駐車場	鉄骨	23/31	2,509.39	27,681	452	16	指定管理	別の計画等
	小計					1,146,009	735,159	641		

2 位置図



1 施設毎の状況

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
 - ・コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
 - ・鉄骨：鉄骨造（S造）
 - ・「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数。市営住宅のように、複数の建物があり、建築年数が異なる場合は「20-25/47」のように幅を持たせて表記。
- 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
 - ・農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
 - ・特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
 - ・公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
 - ・霊園は、利用区画数
 - ・斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123, 456. 78	123, 456	123, 456	123, 456	●●	●●

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
 - ・現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
 - ・廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなること）
 - ・休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
 - ・貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
 - ・用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
 - ・後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
 - ・引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

2 位置図

- 位置図上の番号は、「1 施設毎の状況」の表中のNo.の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。

市民の消火栓使用について（お知らせ）

上越市防災危機管理部危機管理課

市では、消火活動には、日頃からの訓練の積み重ねに加え、消防資機材の適切な維持管理が不可欠であり、これらが十分に整わない状況では、重大な人身事故等につながるおそれがあるため、これまで市民による消火栓を使用した消火活動は適当でないとしてきました。

一方で、市民の皆様の「自らの地域は自らの手で守りたい」との強い思いに報いるために、市民の消火栓使用についての今後の方針を下記のとおりとするとともに、安全対策に向けた留意事項等及び使用までの流れを整理しましたので、お知らせします。

【今後の方針】

市民の消火栓使用について、安全対策などを講じた上で、
「使用できる」こととします。

1 安全対策に向けた留意事項等

別紙1をご覧ください。

2 消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙2をご覧ください。

3 その他

町内会には、8月5日（水）の「町内会長まちづくりの集い」において説明しました。

留意事項

【消火訓練】

- ・ 消火栓を使用した消火活動を安全かつ適切に行うため、町内会及び自主防災組織を実施主体とした消火訓練を年1回以上実施するものとする。
- ・ 消火訓練に当たっては、必要に応じて市、消防局（消防署）及び消防団からの助言を受けるものとする。

【消火活動】

- ・ 消火活動は、消火訓練を受けた者を含め、複数人で対応するものとする。
- ・ 消防局（消防署）又は消防団到着後は、消火活動等を一旦停止し、消防局（消防署）等の指揮・命令に従うものとする。

【消防資機材】

- ・ 消防資機材の調達及び管理は、町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任において行うものとする。
- ・ 町内会及び自主防災組織は、消防資機材を適正に管理するとともに、点検を年1回以上実施するものとする。

訓練・点検等の内容の例示

【消火訓練の例】

- ・ 火災通報、避難誘導、交通誘導に関する訓練
- ・ 消火栓の操作に関する訓練
- ・ ホースの展張、結合及び離脱に関する訓練
- ・ 筒先（ノズル）の結合、離脱及び操作に関する訓練
- ・ 町内会及び自主防災組織内の連携・安全確保に関する訓練（放水始め・止めなどの声掛け、退避判断 ほか）

【消火栓を使用した消火活動の例】

- ・ 逃げ道が確保されているなど、安全に消火活動ができる状況で行う。
- ・ 消火栓を操作する人、ホースを展張、結合等する人、筒先（ノズル）を結合、操作等する人を決め、放水始め、放水止めなどの声掛けを行いながら、常に連携し行う。
- ・ 消火活動の際は、火災現場周辺の環境や交通状況等に注意を払いつつ、事故や二次災害に注意し行う。

【消防資機材の点検例】

- ・ ホースは使用できる状態か。
- ・ 筒先（ノズル）は正常に作動するか。損傷はないか。 など

災害補償及び共済制度

- ・ 火災現場において、民間の協力者が消防作業等に協力したことにより、死亡、負傷等した場合は、新潟県市町村総合事務組合が行う公務災害補償により補償される。
- ・ 町内会及び自主防災組織が地域内で実施する訓練（消火訓練・避難訓練・防災訓練）に対しても、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度の対象になる。 ※対象となるためには「自主防災訓練等実施計画書」の提出が必要



市への相談

- ・市民が消火栓の使用を考えている場合、まずは危機管理課に相談
※消火栓を使用する場合、消火活動に必要な消防資機材の準備と定期的な訓練、複数人での対応が必要なことを伝える。

消防資機材の準備

- ・消火訓練に必要な消防資機材（消防ホース、筒先（ノズル）、ヘルメットなど）を、町内会及び自主防災組織で準備
※市では、消防資機材の調達及び管理に対する補助等を行わない。
消火訓練を実施する町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任で準備を行う。

年1回以上、消防資機材の点検と消火訓練を実施

訓練計画の作成

- ・日時、場所、参加者を決める。
- ・必要に応じて、市や関係機関（消防団、消防署、ガス水道局、警察署など）等との調整を行う。

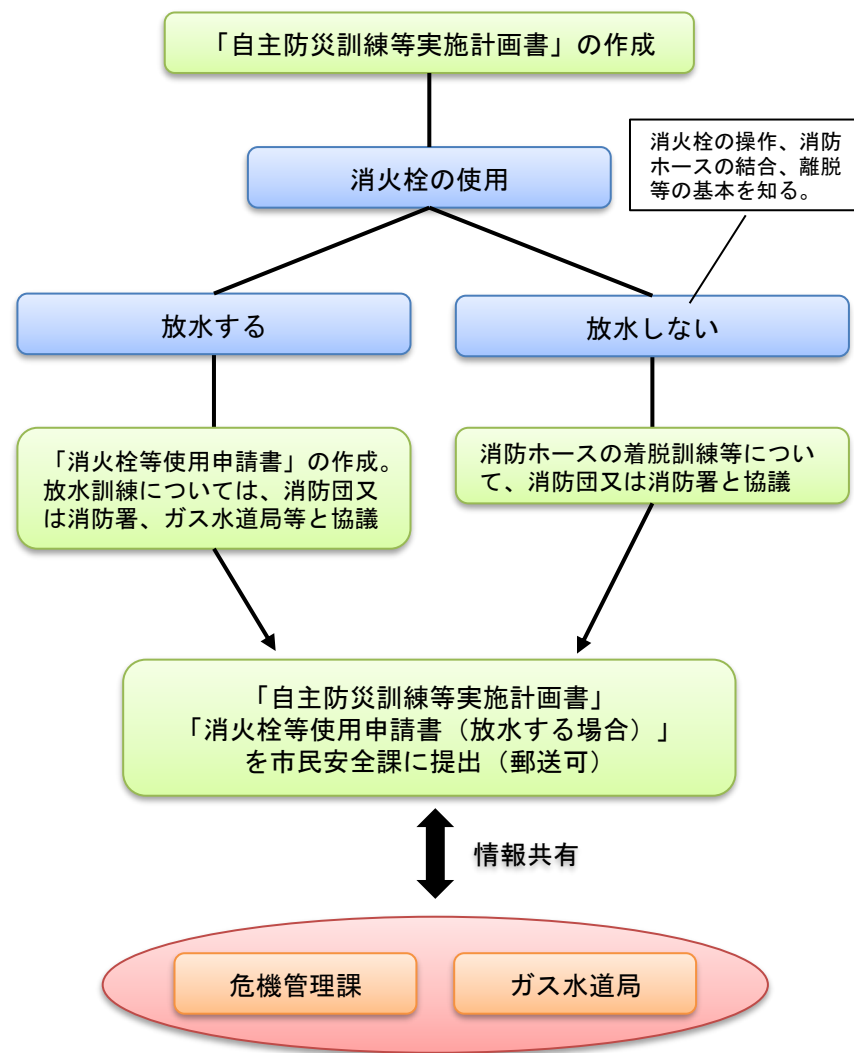
各種申請等

- ・「自主防災訓練等実施計画書」「消火栓等使用申請書（放水する場合）」を市民安全課に提出
- ・訓練に当たり道路を使用する場合、道路使用許可申請書を警察署に提出
※計画書及び各申請書は、訓練実施日の概ね2週間前までに提出

点検・訓練の実施

- ・訓練は、原則、消防団又は消防署が立会いの上、留意事項等を確認し、実施する。

■「自主防災訓練等実施計画書」の提出までの流れ



地域協議会会長会議 次第

と き 令和 8 年 8 月 17 日 (月)
午後 2 時から
ところ 上越市市民プラザ
2 階 第 1 会議室

1 開 会

2 議 題

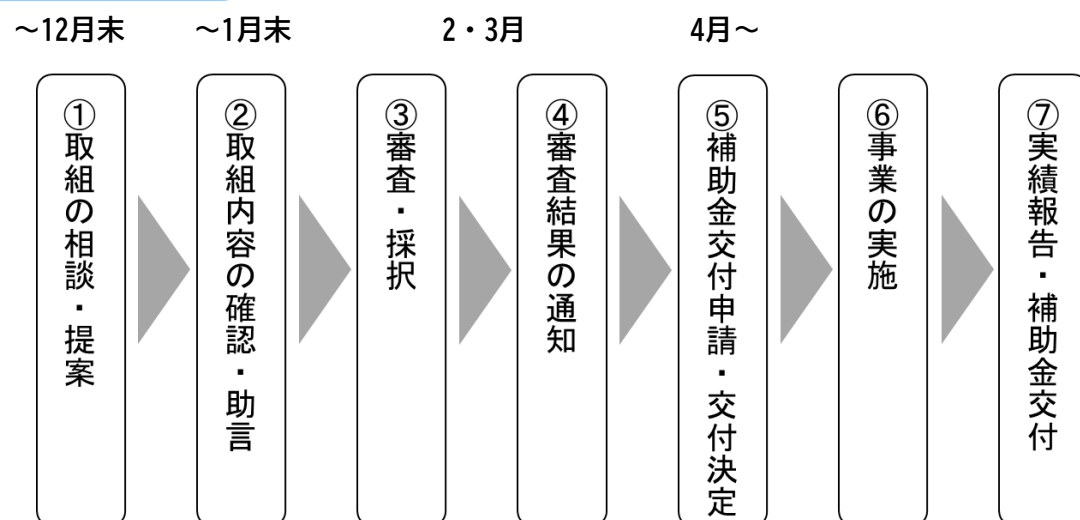
地域自治の推進に向けた今後の方策案について

3 そ の 他

4 閉 会

[illegible]

事業実施の流れ



提案・問合せ先

地域自治区	事務所	電話番号等	地域自治区	事務所	電話番号等
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ内 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp	安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高土区	中部まちづくりセンター	市役所第二庁舎 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp	浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター内 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp	大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
			牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
			柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
			大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
			頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
			吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
			中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
			板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
			清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
			三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
			名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp



令和8年8月発行

上越市 総合政策部 地域政策課
TEL (025) 520-5672
MAIL chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp



HPは
こちらから

追加資料1

(案)



事業概要

市では、持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動に対し、補助金を交付します。

募集期間

令和8年9月1日（火）～12月28日（月）必着

※取組内容の確認や助言のため、お早めのご相談をお願いします。

補助額

活動に必要な補助対象経費から、参加費等の事業実施に伴う収入を差し引いた額

※上限額はありますが、各地域自治区に配分する予算枠は超過できません。

※また、審査の結果、不採択となる場合があります。

補助率

10/10以内（千円未満切り捨て）

※提案状況や地域協議会での評価等によっては、10/10を下回る場合があります。

対象者

5人以上の構成員等で、市の区域内で活動する法人及び団体

※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする法人又は団体を除きます。

制度の概要については、次ページ以降をご覧ください。
ご不明な点があれば、まずはお気軽にご相談ください。



1 趣旨・対象とする活動

持続可能な地域づくりに向けた地域自治

上越市では、市内全域に28の地域自治区を設置し、地域自治によるまちづくりを進めてきました。昨今、人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える様々な担い手や資源が減少していますが、このような中であっても、将来に希望の持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政による全市的な取組はもちろんのこと、この地域自治区ごとの創意工夫による主体的な取組がますます重要性になると考えています。

地域自治には様々な強みがあります。顔の見える信頼関係、小回りの利く柔軟な対応力、地域への愛着・誇り、その地域ならではの特徴・ブランド力、分野横断的・総合的な視点などによる力が発揮され、地区同士での切磋琢磨が行われることによって、上越市全体の魅力や活力が高まっていくものと考えます。

そういった動きのきっかけとすべく、これまでの「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の実績を踏まえた新たな財源支援制度として、令和9年度から「○○○○○事業」を実施します。

各区の地域ビジョンの実現に向けた地域活動を募集

各区の地域協議会には、地域のありたい姿、解決したい地域課題、大切にしたい地域資源や活動などを取りまとめた「地域ビジョン」の策定を依頼します。そして、地域ビジョンを実現するための地域活動を住民の皆さんから募集します。

（ただし令和9年度については、制度開始の初年度であることから、地域ビジョンに含まれない活動も対象とします。）

一例として、次のような活動が考えられます。

- ・ 地域ぐるみの教育・福祉活動（子育て・学習支援、送迎・宅配、見守り、介護予防など）
- ・ 町内会など地域コミュニティ活動の支援（清掃活動、除雪ボランティアなど）
- ・ 特産品の開発や販売促進、地産地消の推進による地域経済の活性化
- ・ 移住・定住の促進や関係人口の創出（地区の情報発信、空き家の活用促進、まちなみ・景観保全、交流イベントの実施など）
- ・ 地区内の集いの場づくり

写真等

写真等

写真等

2 対象としない活動

以下の活動については、本補助金の対象外とします。

- 新たな公の施設や市道などのインフラ整備や市の管理している施設の整備・修繕
- 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
- 単なる備品の購入・設備の設置など、地域の活動が伴わない取組
- 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
- 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする取組、公序良俗に反する取組
- 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する取組

3 対象としない経費

以下の経費については、本補助金の対象外とします。

- 社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費（交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費など）
- 専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費（団体等の総会や役員会、事業実施に向けた企画会議や打合せ、懇親会等に係る人件費、旅費など）
- 事業による直接的な受益が提案者又は提案者に加盟する団体等の構成員等又は参加者に限定される経費（上記に該当する物品や備品の購入、備品・設備・施設の修繕、教室・大会等の開催や参加に係る経費など）
- その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

4 事業の提案

- 電話、窓口、郵送、メールなどで、事業を実施しようとする地域自治区の総合事務所・まちづくりセンターへ実現したい事業を提案してください。
- 提案に当たっては、必要に応じて総合事務所・まちづくりセンターが共に検討を行います。その後、取組提案書などの必要書類を締め切りまでに提出いただきます。
- 必要な書類は、市のホームページに掲載しているほか、総合事務所・まちづくりセンターからご案内しますので、まずはお気軽にご相談ください。

5 事業の審査

- 審査は書面にて行います。必要に応じて、総合事務所・まちづくりセンターの職員が提案者へ内容の聞き取りを行います。
- 各地域協議会では、以下の評価基準に基づき、提案事業の評価を行います。
 - ・ 地域ビジョンへの適合性（令和9年度は「地域ビジョンに掲載する内容としてふさわしいか」という視点で評価）
 - ・ 地域への貢献度
 - ・ 多様な主体の参画度
 - ・ 活動の実現性・効率性
 - ・ 将来への発展性・期待度
- 市は、この評価結果と各区の上限額（下表）を踏まえ、採択事業を決定します。



各区の上限額一覧

6 事業の公表・評価

- 採択事業の内容や実施結果は、市民の皆さんに広くお知らせするため、市ホームページでの紹介、成果報告会の開催、事例集の作成などを行う予定です。
- 本事業の成果は定期的に検証し、必要に応じて今後の公費支出の可否や補助制度の在り方を見直します。



地域自治区制度の設置目的を踏まえた考え方の整理

自主自立のまちづくりの推進

自分たちのまちを自分たちの活動で良くしていく。

自らつくり育てたまち

市政に地域の声を届ける

地域の課題を議論し、地域の意見を市政に反映させる。

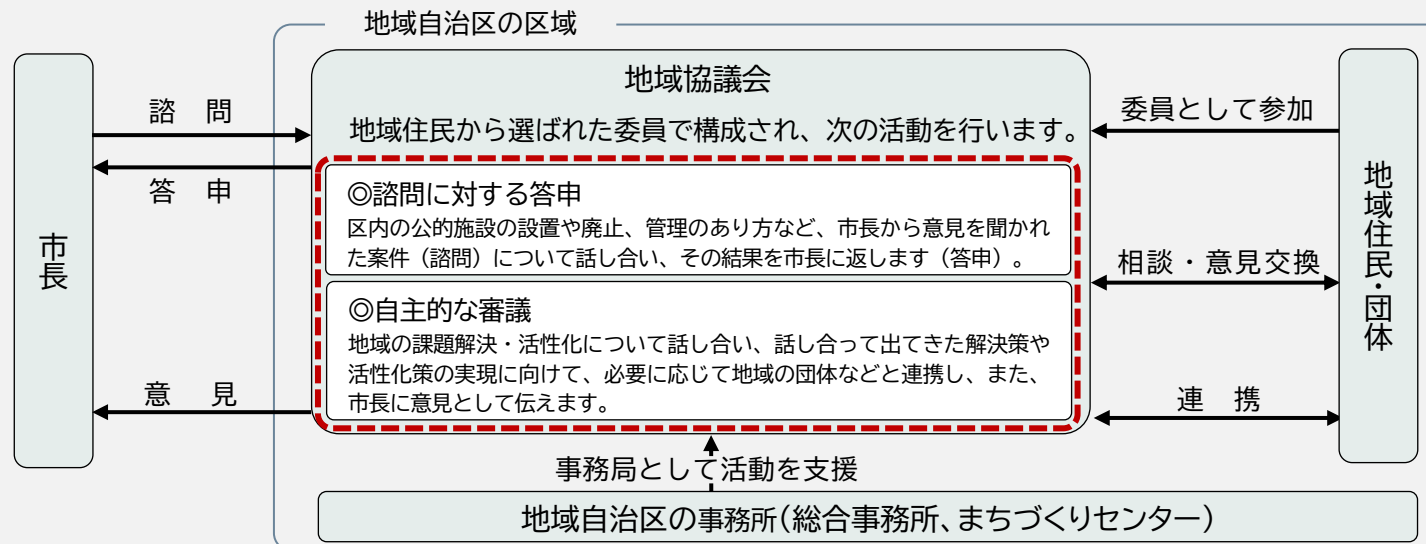
自らの思いが反映したまち

地域に愛着と誇りを持って
暮らしていくことが
できるまちをつくっていく

- ✓ 地域自治の推進に向けて、地域が主体となって地域の課題や将来像を考え、その実現に向けて地域自らが取り組み、行政はその取組を支援する役割を担う。
- ✓ 地域の課題や将来像について継続的に議論してきた地域協議会には、地域で活動する実行組織(地域の団体)と連携しながら、地域づくりに関わっていただくことを期待したい。

制度設計への反映

- ✓ **新たな制度の設置に伴う地域ビジョンの作成と補助金の提案内容の評価は、地域協議会の「自主的な審議」の延長線上にある活動であるとともに、市の施策等の決定に先立ち意見を聴く意味合いから「諮問に対する答申」と同様の性質を持っている。**
- ✓ **このことから、市からの「依頼」という形でこれらの業務を地域協議会にお願いしたい。**



参考資料

【地域協議会委員の手引き抜粋】

地域協議会には、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う役割があります。

また、区内にある公の施設の設置や廃止、管理の在り方などについて、市長から意見を聴かれた事項（諮問）について話し合い、その結論を市長に返す（答申）役割も持っています。

【上越市地域自治区の設置に関する条例】

（地域協議会の権限）

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
- (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
- (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

■ 過去の類似事例

地域活動支援事業における提案事業の審査（H22～R4）、「地域活性化の方向性」の策定（R4～R5）についても、同様の依頼を実施

令和8年8月12日

高田区地域協議会自主的審議に係る提案書

高田区地域協議会
会長 澁市 徹 様

提案者：栗田 英明

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づく事項として、審議いただくよう提案します。

記

審議する事項	(仮称) 協働・共創まちづくり補助金の提案事業を高田区地域協議会が評価することについて
内 容	1 提案理由 そもそも予算提案権も執行権も行政にあり、その内容を市民や市民団体に求めることも、事業執行を事業者委任・委託することに問題はない。また、事業の目的達成に必要な補助金や助成金の給付も認められている。ただし、いずれの場合も市や行政が責任者である。(それ自体、地域自治ではないのだが…) よって、いま検討されている「(仮称) 協働・共創まちづくり補助金」事業そのものは反対するものではないが、この事業に伴う「提案事業の評価を地域協議会が担う」ことについては、ただちに高田区地域協議会の業務・役割とすることに賛同できない。 2 課題の背景 上越市の地域自治区制度は平成の大合併を機に旧町村区域に導入した制度であるが、人口減少、税収不足、町内会の高齢化等を背景に新しい地方自治体の形を模索した中で全市導入となった。個々の地域自治区が「自らの地域のことは地域で決め、地域で実行し、その成果や責任は地域が担う」ことにより一つの上越市を作り上げることを目的としている。その中では当然のことながら、地域協議会に行政の事業を委任・委託することは想定していない。 よって、地方自治法上も上越市の条例上も市に提案された案件の審査(評価)を地域協議会が受諾する必要性を謳ったものはない。 3 課題の現状 上述のとおり、令和6年4月の地域協議会の委員募集要項、および委員就任直後の研修会においても、地域協議会委員の役割において補助金事業に対する審査・評価を担う、との説明はない。

	すでに、以前の地域活動支援事業における審査を経験した委員からは、「大変な労力を要した」「高田区は他区より件数が多い」「多くの課題があった」等の意見があり、そのためか現在行われている地域独自の予算事業には高田区地域協議会として一切の関わりを持たずに来ている現状がある。 4 今後の見通し (1) 上越市の地域自治に関する検証 (2) 地域自治制度の変更に伴う地域協議会との協働制定 (3) 今般提案の補助金制度の見直し (4) 今般提案の補助金制度の地域協議会関与の削除 (5) 高田区地域協議会の同補助金制度関与に関する実施猶予 について、市へ意見書を提出したい。
--	---